

239. 博物館，公民館……(昭和56～60年)

公民館は条例によるものであって県に報告されたもので各年7月1日現在の数である。

年	博 物 館		公 民 館				
	博 物 館	博物館相当施設	計	本 館		分 館	
				330 m ² 以上	330 m ² 未 満		
昭和	56年	14	7	277	189	31	57
	57	14	7	289	201	33	55
	58	14	6	302	225	20	57
	59	17	6	300	235	25	40
	60	20	6	301	251	15	35

資 料 教育庁文化課，社会教育課